

平成22年10月1日、国勢調査を実施します。

平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本を来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。円滑な調査活動にご協力をお願いします。

Q 国勢調査とは、どのような調査なの？

国勢調査は、年齢や国籍に関係なく、日本に住んでいるすべての人、および世帯を対象とする国の最も基本的な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。

西暦の末尾に0が付く年には「大規模調査」として実施され、西暦の末尾に5が付く年には調査事項の少ない「簡易調査」として実施されます。

平成22年国勢調査は、大正9年に行われた我が国最初の国勢調査から数えて19回目、「大規模調査」として実施されます。

Q 国勢調査はなぜ行う必要があるの？

調査から得られるさまざまな統計を利用して、国や地方公共団体は、施策や将来計画をより適切に決定し、公正で効率的な政治・行政を行うことができますようになります。

また、民間企業も統計を利用して消費者の地域分布などを考慮した経営判断ができるので、経済活動も効率的・効果的に行われるようになります。

Q 調査結果は、どんなことに役立っているの？

国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられています。

国や地方公共団体が利用する代表的なものとして、衆議院選挙の小選挙区の区割りや議員定数の基準、地方交付税の算出などがあります。また、少子高齢化や地域人口の将来が予測でき、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、さまざまな施策の基本データとして欠かせないものとなっています。

国勢調査の結果は、国民の情報基盤として広く

利用されるものであり、日本に住む人々が自らの社会のすがたを定期的に描き出すものです。国勢調査は、我が国の社会を映し出す鏡としての役割を持っています。



Q どうしても答えなければいけないの？

国勢調査において、もし、皆さんから正確な回答をいただけなかった場合、得られた統計が正確なものとなってしまう可能性があります。そのようなことになれば、調査の結果を利用して立案・実施されているさまざまな施策や将来計画が、誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりする恐れがあります。

正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人からの漏れのない正確な回答がぜひとも必要です。このため、皆さんに必ず回答していただくよう呼びかけています。

統計法において、日本に住んでいる人に調査票の記入作成の義務(報告義務)が規定されています。

ご理解とご協力をお願いします。



Q 住民基本台帳のデータがあるのだから国勢調査はなくても済むのでは？

実際に、住民基本台帳の人口と国勢調査の人口には差があります。これは、両調査における人口の把握時点3月と10月や、把握方法(届出地と居住地)が異なることなどによるものです。例えば、大都市では若い年齢の人口が国勢調査と住民基本台帳とは大きな違いとなって現れます。また、住民基本台帳では、現在のところ日本人に関するデータしか得られず、外国人については得られません。

行政施策を適切に進めるためには、多くの場合、その区域に実際に住んでいる人の数を基にする必要があることから、施策の立案・実施の基礎となる人口としては、一時点ですべての人、および世帯を調査する国勢調査の結果が利用されています。

Q どんな方法で調査するの？

9月下旬から調査員が、各世帯を訪問して、調査票を配布します。記入いただいた調査票は、10月上旬から調査員が回収に伺いますので、封筒に入れ、封をした上で渡していただくか、市に直接郵送で提出していただきます。

これまでの調査でも、記入内容を見られたくないという世帯が増加していることから、今回から、すべての世帯にあらかじめお配りする封筒に調査票を封入して提出していただくこととしました。

調査員は開封することなく市に提出しますので、調査員が記入内容を見ることはありません。

5

例えば災害時の対策などを想定する際には、その区域に現に居住している人や通勤・通学する人たちの数を正確に把握することが必要です。このような観点から、生活実態に即した行政運営の基準となる統計としては、住民基本台帳よりも国勢調査のデータのほうが適していると言えます。

このほか、例えば、産業別・職業別の就業者数、昼間の人口と夜間の人口の違いなど、国勢調査で把握される人口の実態に関する統計情報は、住民基本台帳から得ることはできません。地域の振興、街づくり、福祉対策などの各種行政施策の基礎資料としては、就業の状況や従業地・通学地などに関するさまざまな統計が不可欠であるため、国勢調査が必要です。

Q 個人情報の保護は大丈夫？

調査事項について、漏れなく正確に、安心して回答いただくため、国勢調査の調査員には、「統計法」により厳しい守秘義務が課せられています。

国勢調査でいただいた回答は、統計の作成・分析のみに使用されます。ほかの行政目的に用いられることや、外部に出されることは一切ありませんので、安心して回答ください。

また、提出された調査票は、外部に漏れないように厳重に管理され、集計完了後には完全に溶かされ、再生紙として生まれ変わります。

国勢調査は
みんなで描く
日本の自画像

(平成22年国勢調査標語 一般部門 総務大臣賞)

Q 調査結果はいつわかるの？

まず、人口・世帯数の速報結果を、平成23年2月に公表する予定です。その後、男女・年齢別人口、世帯の状況などの詳しい結果を、平成23年6月から順次公表していきます。

「国勢調査倉吉市実施本部」

7月1日(木)に設置しました。

【場所】

倉吉交流プラザ内市民交流室(市立図書館2階)
(〒682-0816 倉吉市駄経寺町187-1)

【問い合わせ先】

TEL 24-5026

FAX 24-5027

【休日】

毎週日曜日・月曜日、祝日の翌日

